

# 酒気帯び・過労運転による事故 免許仮停止

## 2. 酒気帯び・過労運転による事故での「免許仮停止」 (平成27年6月27日施行)

過労運転が飲酒運転と同様に重大事故や死亡事故につながりやすい危険行為であるという観点から、酒気帯び運転や過労運転等で交通事故を起こした場合は、死亡事故だけでなく、人を傷つけたときにも30日間の免許仮停止処分を受けることになりました。

### ■運転免許の仮停止等の要件

- ① 死傷事故でひき逃げをした場合
- ② 酒酔い運転、無免許運転で死傷事故を起こした場合
- ③ 酒気帯び運転や信号無視等の危険違反で死亡事故を起こした場合

追加



- ④ 酒気帯び運転又は過労運転で事故を起こし、人を傷つけた場合



## 1 道路交通法の改正 (平成27年6月17日公布)

### 1. 「準中型自動車」免許制度の新設 (平成29年施行見込)

小型貨物自動車などに限定した新区分として、「準中型自動車」免許制度が新設されます。現行の「中型自動車」(5t以上11t未満)免許は、20歳以上・普免保有2年以上が条件であり、高卒の新入社員等には中型トラックを運転させることができません。しかし、新設される「準中型自動車」(3.5t以上7.5t未満)免許は、18歳以上で普通免許がなくても取得できますので、高校新卒者雇用が促進され、現在のドライバー不足の解消にもつながると見られています。

免許種類	車両総重量		受験資格
	現行	改正後	
大型自動車	11t以上	11t以上	●21歳以上 ●普通免許等保有通算3年以上
中型自動車	5t以上 11t未満	7.5t以上 11t未満	●20歳以上 ●普通免許等保有通算2年以上
<b>新設</b> 準中型自動車	—	3.5t以上 7.5t未満	●18歳以上
普通自動車	5t未満	3.5t未満	●18歳以上

※平成19年6月1日以前に取得した8t限定中型免許の運転者は影響を受けません。  
(改正後も普通免許で8t未満の車まで運転できます。)  
※現行の普通免許を取得している運転者も同様に、5t未満の車まで運転できます。

#### 問題・対策

改正後は、高卒の新人ドライバーでも7.5tまでのトラックを運転できるようになります。しかし、この中型トラックでの死亡・重傷事故率が高いこともあり、国交省では運行管理の強化の一環として、平成27年4月1日から車両総重量7t以上8t未満(最大積載量4t以上5t未満)のトラックについても、運行記録計の装着を義務付けることになりました。\*

今回の対象拡大は改善基準告示違反等への規制強化の一つとも考えられていますので、コスト負担がかかりますが、労務管理強化や燃費改善等の観点からも遵守しておかなければなりません。

\*これまでの対象は、車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のトラックでした。

対象拡大は当面平成27年4月1日以降に新規登録を受ける新車のみ、平成29年4月1日以降はその他の車両も対象となります。